

マイナンバーカードを医療受給者証として利用できるようになります

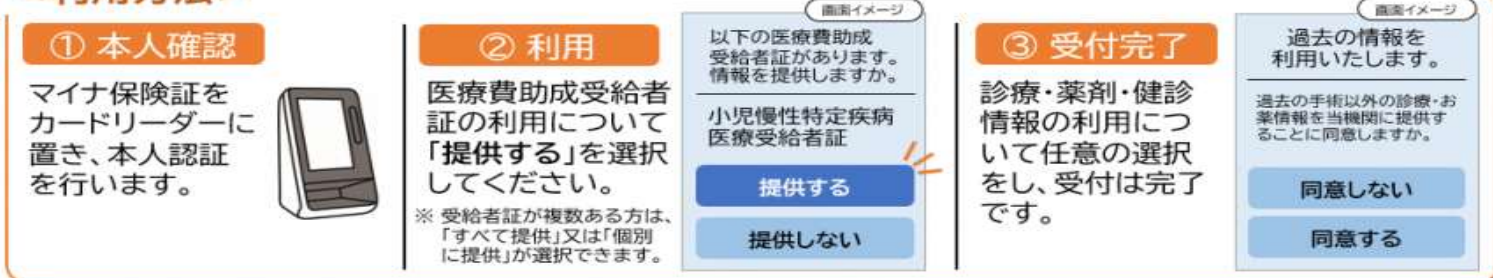
はじめに

- ・ 大阪市は、令和8年10月1日からマイナンバーカードを医療受給者証として利用できる運用を開始します。
- ・ マイナンバーカードを医療受給者証として利用する場合でも、医療費の管理は「自己負担上限額管理票」で行うため、引き続き医療機関や薬局等への提示が必要です。自己負担額を確認・記入してもらうために、「自己負担上限額管理票」は必ずご持参ください。
- ・ 大阪府内のPMHシステムに対応している医療機関等で利用可能です。対応していない医療機関等もありますので、受診の際は、紙の医療受給者証もご持参ください。（紙の医療受給者証もこれまでどおり交付します。）

利用方法

- ・ 医療機関・薬局等に設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードをかざしてください。
- ・ 「以下の医療費助成受給者証があります。情報を提供しますか。」という確認画面が表示されますので、「提供する」を選択してください。

<利用方法>



※マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用登録していれば、PMH利用のための申請は不要です。

※医療受給者証の情報を提供しないことを選択することもできます。その場合は、紙の医療受給者証を医療機関等に提示してください。

連携イメージ

PMH（Public Medical Hub）の概要 ～小児慢性特定疾病医療費 助成制度～

